

平成28年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

平成28年6月16日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第34号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第35号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第36号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第37号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第38号 消防ポンプ自動車(CD-1型)の取得について
- 第 6 陳情第 1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択について
- 第 7 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 齋藤則男君

- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 川崎直文君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	酒井健司君
学校教育課	長	坂下和夫君
生涯学習課	長	山田孝明君
国体推進課	長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 佐々木 利 夫 君

書 記 多 田 和 憲 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましてはご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第34号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第35号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第36号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 日程第1、議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第34号から日程第3、議案第36号までの3件を一括議題とします。

本件は、去る平成28年5月31日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、予算決算常任委員会の報告

を行います。

議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算、議案第35号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算並びに議案第36号、平成28年度下水道事業特別会計補正予算は、去る平成28年5月31日に本会議において当予算決算常任委員会に付託された案件であります。

当委員会は6月9日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

主な意見並びに答弁は、1つ、情報端末事業の内容並びにランニングコストについては、音声翻訳システムの実証実験であり、実験後は専用アプリとして使用でき、インバウンド観光に役立つ。ランニングコストは発生しないということです。

2つ目、地域コミュニティ活動支援事業は、建物だけでなく備品にも適用を（特に高齢者向けとして）。今後、福祉面を考慮して検討していくという答弁であります。

3つ目、観光事業諸経費で、今回2つのプロジェクトの参画であるが、費用対効果や本町が進んで計画をリードする方向はという質問。参画の目的がそれぞれあるが、情報交換、また次への展開を図りながら対応していくという答弁であります。

4つ目、領家歩道橋工事についての変更について、内容の説明、また今後の方向。再度、全員協議会等で詳しく説明するというご答弁であります。

5つ目、遠隔授業研修システムの今後の展開は。国、県の事業であり、全小中学校に展開しているものであります。学校間での授業、また研修に活用する。今後とも進めるというご発言でありました。

6つ目、地域と進める体験授業の内容と今後の検討であります。今までも小中学校で取り組んでおります。ことしは1校、来年は4校、次々年度は5校を展開するというふうにご答弁がありました。

7つ目、武道場建設は、国体のためなら財源——補助ですね——県から受けられないのか。また、今後スポーツ振興にも役立てるという方向性はというご質問に対し、国体終了後、武道場は町の資産となる関係から県の補助対象とはならない。武道場——サブ体育館ですが——として、今後は社会体育面での活用を考えていくというふうにご答弁でした。

自由討議、討論はなく、原案について採決を行い、議案34号、35号、36号とも賛成全員にて可決です。

以上、予算決算常任委員会委員長報告とさせていただきます。

- 議長（川崎直文君） これより、日程第1、議案第34号から日程第3、議案第36号までの3件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第35号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第35号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第4 議案第37号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第4、議案第37号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年5月31日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) それでは、委員会の報告をいたします。

平成28年6月13日、教育民生常任委員会におきまして付託されました議案第37号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議をいたしました。

この改正内容の主な点は、4階以上にある保育施設等については、その屋内と階段との連絡であるバルコニー、また付室、特に付室については、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段、室に流入することに対し、有効な防止策を講ずるということであり、これについては、建築基準法の改正に伴う改正であるということでもあります。

本町におきましては、4階以上の保育施設等については現在はないという報告とともに、建築基準法に定められた認可がございますので、まずはそちらで万一そういった事象が発生した場合は建築基準法に照らし合わせて検査するという事も報告をいただいております。

委員会におきましては、全員賛成をもって可決となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（川崎直文君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 質疑なしと認めます。
自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 自由討議なしです。
討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。
採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第37号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第5 議案第38号 消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第5、議案第35号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年5月31日、総務常任委員会に付託された議案であります。

（「議長、35号。38号」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 訂正いたします。日程第5、議案第38号です。

本件は、去る平成28年5月31日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会への付託案件

につきまして委員長報告をさせていただきます。

本定例会におきまして総務常任委員会にて付託されました議案第38号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得についての1議案を、去る6月10日金曜日午前9時より11時30分まで審議をさせていただきました。また、全委員及び町長、副町長、消防長、総務課長、財政課長、総合政策課長以下所管課長の出席を求め委員会を開催いたし、十分な審議の結果、総務常任委員会で付託案件1議案を、皆様のお手元にございます委員会報告書のとおり、議案第38号を可決いたしました。

審議内容をご報告いたします。

この消防機器の取得につきましては、地方自治法及び条例の規定に基づき議会の議決を求める案件でございます。

更新車両の名称と台数は消防ポンプ自動車（CD-1型）1台で、契約金額1,711万8,000円、うち消費税相当額126万8,000円で、契約相手方は、福井市大手3丁目11の4、暁産業株式会社で、消防・防災機器では県内で実績もあり信頼できる会社でございます。

この消防ポンプ自動車は、非常備消防の吉野分団の消防ポンプ自動車の老朽化による更新で、本年、消防本部署の統合により広域的な管内の消防力の強化につながるものであります。今後も消防団員のご理解のもと、消防団車両の配備計画及び更新計画を精査し、管内バランスのとれた防災力の強化を構築するよう、議会として重視するものでございます。

以上、審議、確認し、総務常任委員会において、議案第38号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得については全員賛成で可決といたしました。

妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第38号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第6 陳情第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第6、陳情第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年5月31日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 陳情第1号につきまして、去る6月10日金曜日午前9時より11時半までの時間を要しまして、総務常任委員6名で慎重に審議をさせていただきました。

その審議の内容としまして、この陳情は、所得税法56条を廃止し、家族、従業員の働き分（自家労賃）を社会的に公正に評価することを願い、国に所得税法第56条の廃止の意見を求めるものという要旨であるが、平成26年1月から全事業者に記帳が義務づけられたことは時代の変化に伴うもので申告制度の前身とも言えるが、所得税法第56条は恣意的な所得の分配を防止するためにも必要であり、現段階でこの規定がなくなった場合、納税者の適正な申告を担保できるのか疑問が残るとされ、また国においては、白色申告の従事者控除や必要経費等についての見直しを検討することとしております。

総務常任委員会といたしまして慎重に審議を進めさせていただきました。

当総務常任委員会の主な意見としましては、まず1点、この陳情書に「所得税法第56条の廃止を求める意見書採択について」と表記されているが、廃止ではなく改正の法案が先に示されるべき。

2点目の意見として、所得税法第56条と57条の条文で、日本の税制で社会

の役割をしっかりと果たしている。しかし、第56条と第57条の整合性を初め、今後、より広く議論されるべき。

また、3点目の意見としましては、この陳情書の要旨の中で「家族の人権」とか「女性差別」とかの用語が使用されているが、条文の意見書の趣旨に適さないのではないかなどの主な意見により、委員全員が、時期尚早であり意見書を提出すべき段階ではないという意見でございました。

以上、総務常任委員会において、陳情第1号の所得税法第56条の廃止を求める意見書採択については、全員が反対で否決いたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 委員長にちょっと質問させていただきます。

56条と57条、ちょっと相反するところもあるんですが、56条のところは、例えば、白色申告または青色申告によりその経費のところに違いが出てくるということで、国のほうもこれをある面では是正するというふうに答弁もしていることもありますし、全国的にも大体半数近くのほうがこの意見書を上げているということもあって、その内容について、例えば時期尚早というのであれば継続審議であるとか、それからそういうものがなかったかというのが1点です。

それから、青色申告、白色申告ですが、その経費のところは規定されているわけですがけれども、例えば先ほどの2014年1月からは、中小企業全部、その家庭も含めてですがけれども、記帳が義務化されているということもあり、56条がある面では不必要というんですか、そういう意味にもなるんじゃないかというふうなご意見等はなかったんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 審議の内容でございますけれども、第56条、57条、白色申告、青色申告、経費の違いいろいろあって、こういった議論もさせていただきました。また、その中で、この条例の案件につきましては継続審議という意見も出ました。しかし、今現在では、このように国も法制を見直しているというふうになっているというようなことも踏まえまして、皆さんの合意のもと、こういうふうな不採択とさせていただいたところでございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私、そのものは、その56条、57条の違い、この趣旨というんですか、ある面では個人経営、永平寺町でもたくさんあると思うんですが、個人経営の中で商売とか中小企業、企業として成り立っているところがありますが、その中で、例えば今、家族である、妻であるとかそういう方々が、ある面ではその一定の控除のみでなくして、同じように対等に扱われるべきであるという考えからいくと56条の廃止も、やはり全国的にもそういう面で採択しているところもありますので、私はそちらのほうがいいのではないかというふうに思っているわけですが、後の討論と、また採決にはそういう形で態度を示したいと思いますが、継続というのも一つの方法なのかというふうに考えている次第であります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 簡単なところを質問したいと思います。

陳情を受けた全国の約半数の自治体で採択しているという、陳情とか請願を採択しているという報告がありました。ただ、国会でも、この点は問題だということで結構話題になってることもあるということで、委員会の審議では、この点でいうと、行く行くは変わっていくんでないかという話もあったように私は思っています。だから、そういうことからいえば、この部分を促進する趣旨のものについては賛同していったいいのではないかというのが1つですね。そこはどうなのか。

2つ目は、ここに、いわゆる反対の最初のところに「陳情書の表記に『廃止』と記されているが、この前に『改正』法案が先に示されるべきではないか」というんですが、普通、こういうところで廃止っていう意味でいうと、この所得税法そのものを廃止してしまえということならわかるんです。条文を廃止しろというのは、いわゆる所得税法の改正になるんです。ここはある意味、国語的意味というんか、そこは勘違いしないでいただきたいと思うんですね。だから時期尚早であるというのには当たらないのではないか。表記も当然、条文の廃止は改正ですから、改正でいいということです。

3つ目、例えです。いわゆる商品の売り買いで生計をとくか、農業なんかをしながら生計をとくというのは、まだそういうちょっとわかりにくいところがあるんですが、一番わかりやすいのは職人の世界。全て手仕事。例えば、一家で分業して漆

器とか指物をつくっている。漆器なんかですと基礎のりとか削り出しとかまた何十遍も重ねていくんですが、家族全部でやっているわけですね。つまり、手仕事の場合は、一家でやってるとはいえ、それぞれの分業が成り立ってるわけですね。でもこの法律は、明治20年に制定された所得税法第1条のただし書きに「同居ノ家族ニ居スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」というのが残されていると私聞いているんですね。ところが、それではまずいということで、戦後、変えようという話があったんですが、個人事業者には民主的家族制度が十分定着してないことを理由にその制限措置を残してしまったということで56条がつくられたと聞いています。

今では、先ほど説明でもありましたけれども、青色申告も記帳を当然せなあかんのですが、白色もきちっと記帳するということが平成26年から制度化されました。そういう意味では、徒弟制度の家族労働に賃金を払うなんていうのは前時代の発想ですから、それを残しておくというのは、それは問題だし、例えばこれに対して国連の、いわゆる女性差別撤廃に関する委員会の話が出ていますけれども、所得税法第56条は女性に不利益を与えるものではないかって、これには当たらない、ふさわしいんではないかって言うんですけれども、そういうことを言うこと自体、そのものが女性差別、人権差別ということになるんですよ。そういう意味では、そういう表現することについては非常に恥ずかしいと私はとてしまおうんですが、いかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） まず1点目の件でございますが、継続審議の中でというようなことで、いろいろなそういった審議の中でそういう審議はなされたのかということでございます。これにつきましても、やはり全協でも報告させていただきましたが、所得税法の第56条と第57条の、この日本の税制での社会の役割は現在はっきり果たしていると。しかし、56条と57条の整合性を初め、今現在に至って、今後より広く議論されていくべきということでございまして、これらについてもまた十分に踏まえていきたいというように思っております。ただ、そういうふうな、委員会で審議をさせていただいたところでございます。

また、条文の中での「廃止」を「改正」にしたらという委員会での意見がございまして、余りにも表現が、いきなり「廃止」ではいかがなものかというふうな観点から、条文の、否や、こんなんやというふうないろいろな詳しいことにつき

ましては議論はされなかったんですが、そういったことでそういう議会の、いろいろな委員というか、ほかの議員さんにも、理解の程度も違いますけれども、そういった際のもと、当委員会ではそのように、「改正」で始まった条文をあれしたほうがよろしいんじゃないかなろうかというご意見でございました。

また、3番目のこの家族、一家での仕事については明治21年のころからの法案で、同居の家族同等の税制の件を、今までこのようになってきている。しかし、時期も来ていることからこういった改正をとというようなご意見を今頂戴しました。また、女性の不利益になるようなことの勘違いをされているのではないかと、とり方がいろいろと、そういったるるございました。そういったことも審議はさせていただきますでしたが、総務常任委員会で審議された内容ですが、そういった、今、金元議員のおっしゃったことにつきましても、今後さらに議論する機会があると思いますので、十分にまた踏まえていきたいと思っているところでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、委員長の報告聞いてまして、委員会ではそういう論議がされたということも知ってますし、私もいました。

ただ、全く職人の手、つまり家族でやっている中で、お父さんの役割、お母さんの役割、息子さんの役割っていう意味では、それぞれに報酬が払われるべきもの、それを前近代的な所得税法に縛られるというやり方は幾ら何でもおかしいというのは皆さん気がつくと思うんです。

ただ、今、委員長の報告聞いてますと、また論議される機会もあるだろうという話ですけども、僕は、そういうことを言われるんなら、少なくとも否決してしまうんでなしに継続審査にしておくとかいうことで、さらにいろんな勉強も含めて進めていくことが必要ではないかなって率直に思うところですが、その辺いかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 本当に今回につきましては私個人の意見ではなく、委員の総意見をこのように発表させていただいた、報告させていただいたとおりでございまして、以上のとおりでございます。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ございませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の陳情であります、この陳情内容の趣旨について、

今まで質疑等でありましたとおり、いわゆる同じ帳簿をつけている個人事業者で白色申告と青色申告では経費のとり方、控除の額等について非常に差別があるという、これを改正してほしいというものだと思っておりますが、まず委員会で、その趣旨についてどういうご意見やったんでしょうか。いろいろこう報告を聞いていますと、国においてもそういうふうな見直しの検討しているからその方向で進んでいるのではないかというようなご意見だったと思いますので、趣旨にはある程度理解をしているのかなというふうに思っているんですが、それはいかがでしょうかというのが1点。

それともう1点は、現実、本町において白色申告されている個人事業者というのはどれくらいあるかというのはお聞きになっているのでしょうか。もしもわからなければ、行政で把握している数字、大体で結構ですけれども、わかったらお教えいただきたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 今ほどの白色申告、また青色申告、56条、57条との整合性、現在の状況、そういったことで、先ほどもご意見がございましたとおり、26年の1月から改正されて、全ての従業者はそういった申告をなされるような法改正がありました。それに伴いまして、今現在、身近なところで、こういった家族が白色申告をしていたのが青色申告、またはできない場合には白色でもこのようにきちんと事務処理をして報告すればそのようになるというふうないろいろな、知ってる範囲で、知る範囲での論議はさせていただいたところがございます。いろいろなご意見も、みんな勉強させていただきましてこのような委員会の意見としてまとめさせていただいたところがございます。

先ほどの本町での白色申告についてのそういった何件戸数があるのか、また従業者数があるのかと、そういったことについては論議はされておきませんので、理事者のほうでひとつ、わかりましたらお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 事業所得に係る所得税の白色申告ということでご質問なんですけれども、申しわけございませんけど、今ちょっとはっきりした数字はつかんでおりませんので、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 委員会の審議の内容をぜひお聞かせをいただきたいんですが、この趣旨に賛同するようなご意見はなかったんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） この所得税法56条の廃止を求める意見書の採択についての趣旨を、そういった賛成の意見はございませんでした。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

3問目になりますので。

○2番（滝波登喜男君） はい。

結果として全員反対ということは聞いているんですが、その論議の中で、審議の中で、この趣旨に賛同するようなご意見はなかったんでしょうかというのが私の質問であります。

この委員会報告を聞いていますと、どうもこの趣旨に、国もそういうような見直しをするようなということも書かれております。そういった意味では、そういうような方向もある意味認めているような論議もあったのではないのでしょうかということが私の質問であります。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） ただいまの件でございますけれども、委員会の中ではそういった議論はなかったんでございます。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ございませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○9番（金元直栄君） 討論って、さっき言ったやり方でもう1回言って。賛成から言わなあかん。

○議長（川崎直文君） 討論ありですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○9番（金元直栄君） 賛成っていうのは陳情……。

○議長（川崎直文君） 今説明申し上げます。

討論ありですね。討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○9番（金元直栄君） 委員長のほうに賛成者。

○議長（川崎直文君） 原案です。委員長報告に対しての討論ではありませんので、原案

に賛成者の方の討論から入ります。その次に反対の討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、この陳情に対して賛成の立場で討論を行いたいと思います。

所得税法第56条の廃止の件ですが、これは白色申告、青色申告と同じ労働するに当たってのその対価に対して、また正常に評価されないというようなことから56条の廃止を求めるものであります。

まず、4つほどその賛成の立場の意見を述べたいと思います。

まず1点です。平成26年の1月に、このためにそれぞれのその帳簿等をつけることというのが義務化されました。そういうものを促進するためにも、この56条が、やはりある面では、どういうんですか、推進の妨げになるのではないかというふうに思います。

また、先ほど言いましたように、同じ労働に対して、また家族間の家内労働等も含めて不平等感があると、そういうものをなくすためにも必要であるというふうに思います。

また、先ほどちょっと論議になりました女性に対しての労働の対価、権利という形になるかと思いますが、その評価を、ある面では男女平等の立場からも必要であるというふうに思っております。

また、国もそういう面の見直しを図っておりますし、全国でも半数近くの自治体もそれを評価しその廃止を求める意見書を出している関係上、私はその意見書を出すことに対して賛成の立場をとりたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、反対者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、所得税法第56条の廃止を求める意見書の採択について、反対の立場から討論をさせていただきます。

白色申告の簡易な記帳では家族従業員の給与を必要経費に算入する際に、恣意的に所得を分配することができると思われれます。また、この所得税法第56条は、恣意的な所得の分配を防止するためにも必要な法律であると考えております。

また、所得税法第57条では、事業と家計の分離が明確になる青色申告を選択することにより家族従業員の給与を必要経費に算入することができるとしてお

り、所得税法第56条の規定は不合理ではないと考えます。

よって、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択には賛同はできません。
よって、原案に反対の立場をとらせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、所得税法第56条の廃止を求める意見書の採択について、賛成の立場から討論させていただきます。

この56条を廃止しろ、いわゆる所得税法を改正してほしいという願いは、今、国会でも話題になって、委員会の論議でも行く行くはそうなっていくんでないかという声も出ていたと私は記憶しています。

特にこの所得税法の問題でいうと、今、討論の中でもありましたが、いわゆる所得を恣意的に分割したり報酬をつり上げたりして税金を逃れようというのに利用している、するためにこういうのが設けられている。しかし、そのルーツをたどると明確です。先ほども私、質問の中で言わせていただきましたが、この発想そのものが明治20年に制定された所得税法の第1条、このただし書きに「同居ノ家族ニ居スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」、いわゆる家長制度の中でのそういう制度でした。戦後、これは何としても変えようということでしたけれども、個人事業者には民主的家族制度が十分に定着してないことを理由に制限措置を残しましたということです。

確かにその時代、いわゆるまだ戦後でもでっち奉公みたいな表現の仕方がありました。しかし、今は、特に平成26年からは、白色でも記帳が義務づけられたわけです。青色とそういう意味では差がなくなった。そういう中でこの制度そのものを残していくことが、私は、前近代的な制度そのものを残すことになっている、ここを廃止する、改正していくことは急務だと思っています。

先ほど例えとして挙げましたけれども、私は特に手間仕事いわゆる職人の仕事、これを家族でやっている家庭は非常に多いわけです。例えば白色の中でも、私の記憶では家族労働としてきちっと別会計を認めているのはたしか農業にやったと思うんですね。たしかそれは後継者をどう確保するかということで考えられた、いわゆる家族契約というやり方があったのかなと私記憶しているんですが、職人の世界ではそれがまだこういうものに例外規定にも触れずに残されているということは、私は問題だと思っています。

委員会の中でも、行く行くは変わっていくんでないか、また論議されることが

あるからとか、条文の廃止は改正ではない、改正案を示すべきだということですが、廃止が改正です。所得税をなくせ、廃止しろという意味ではございません。

そういう意味から、私はこういう問題、率直にやっぱり気がついたところから認めていく、議会としてもそういう態度を表明していくことは、特に今日、男女平等社会と言われてはいますが、そういう意味では大事な問題だと捉えています。私は賛成の立場からそういう討論をさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 13番、奥野です。

私は、原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

所得税法56条の制限は、家族、親族への対価の支払い分は事業所得の経費に算入しないとしていますけれども、57条で青色申告を行えば家族従業者への給与も必要経費に算入しています。そういう意味で56条は不合理な条文ではないというふうに考えております。

また、陳情書によれば、税務署長への届け出とか、記帳義務を満たす青色申告にすれば経費にできるという57条は、納税者を差別するものというふうな表現をされていますが、また、ひいては、家族の人権を認めないもの、あるいは女性を差別し不利益を与えるものとされていますけれども、陳情書の中ではそういうふうにはされていますが、平成18年、最高裁で、56条は憲法違反ではないというふうにはされています。56条、57条を合わせて見ていただければ、決して人権侵害とか女性差別とかは関係ないというふうに考えます。

以上、56条は現行では必要なものであり、納税者も国においても必要なものであり、恣意的な税務申告を防ぎ、徴税の確実性を担保するためには、現状においては必要な条項というふうに考えます。

また、この陳情書が、いただいた資料によりますと全国447の行政で採択されたということですが、全国の行政数は千五、六百あるかと思いますが、そういう意味で見れば3分の1程度というふうにも考えますし、まだこれは現在、議論、討議の途中であるというふうに思います。

また、もう1点述べられました家族全体でやっている手仕事、分業でやっている、こういうものについて、家族の必要経費といえますか、給与を認めないのかと、人権侵害と。大抵の場合は、事業主体はお父さんといえますか男性でありますんで、ひいては女性の権利の侵害というふうな論調にも受けとめられますが、

私の受けとめ方が間違っているなら申しわけありませんけれども、読んでいる限りではそういうふうを受けとめられますが、これはやはり一方的な判断といいますか、考え方に基づくというふうに私は考えます。

以上、そういう見地から陳情書、廃止を求める意見書採択については反対という考えで不採択を支持いたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私、2点の点から、やはりこれを反対で否決することはできないのではないかなと思っております。

まず1点は、国が国政においてこの制度見直しを検討しているということが委員会の報告でもありました。そういった状況下にある中で、やはりこの意見書を否決してしまうというのは、国の制度見直しに対しても否決するというふうに捉えられかねないというのが1点。

それと、2つ目には、本町において白色の事業者が何件いるのかということも委員会の話の中で出てきていないという状況から考えますと、本町の実態の中でこの意見書がどうなのかということ、やはりきちっときょう論議をしなければならぬことであると考えております。

そういった意味では、この意見書採択を反対するのではなく、やはり継続して審議をするということが、少なくともその方向で進めるのが妥当ではないかなと考えておりますので、この原案を賛成するという方向で考えるべきではないかなというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） この意見書の採択について反対する立場から討論をさせていただきます。

まず、この出されました意見書でございますが、これを採択すると、我々議会としてもこのこれを上部機関のほうに提出しなければなりません。

この裏の意見書の案を見ますと、まず表題では「所得税法第56条の廃止を求める意見書」とあり、中身に、下から2行目ですけど、「本議会は国に対し、所得税法第56条の早期廃止を求める」と。こういう文は、私は出すのはちょっとおかしいなという点を考えております。

それから、まずこの意見書というのはどのようなものかといいますと、我々町村の公益に関する事件について陳情すべきだということが明記されております。

我が国は申告納税制度、自主申告の制度をとっております。白色か青色とさっき議論ありましたが、これは個人で選択をし、青色申告をすれば、今いろんな反対がございましたような不合理がなくなるのではないかということでございますので、だからこういうような点から、先ほど反対討論された方はいろんなその中身をしましたが、私は個人的にこういうようなことで反対をさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、討論を終わります。

陳情第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。それでは、本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（川崎直文君） 起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定しました。

～日程第7 閉会中の継続調査の申出～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る5月31日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から厚く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されますよう特にお願いを申し上げまして、平成28年第4回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会のご挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本定例会にご提案申し上げました平成28年度補正予算を初めとする重要案件について慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、第24回参議院議員通常選挙の投票が、今月22日公示、来月10日日曜日に実施されることになりました。今回の選挙から、選挙権の年齢が二十から

18歳に引き下げられて実施される初めての国政選挙となり、本町でも18歳、19歳のおよそ400人が新たに有権者に加わる見通しです。全国的に若い世代の投票率が伸び悩んでおりますが、この法改正を契機に選挙への関心を高め、投票所に足を運んでいただきたいと思います。これから投票、開票の準備を進めてまいります。公正かつ適切な選挙の執行に努めてまいります。

そして、本年も出水期を迎えるに当たり、水害が発生したことを想定した水防訓練を、消防職員を初め上志比地区自主防災組織、消防団、消防団協力事業所等210人の参加をいただき実施をしております。今回の訓練を通して、参加された団体間の連携を深めていただくほか、地域住民に対し水防活動の意識の高揚を図り、迅速な対応につなげてまいります。

第2次永平寺町総合振興計画を本年度に策定をいたしますが、このほど町の諮問に応じ、有識者、町議会、関係団体の皆様から成る振興計画審議会を立ち上げております。町民の皆様のご意見を幅広くお伺いし計画に反映するため、まちづくりに関するアンケート調査を6月に実施をさせていただきます。多様なご意見を検討過程において最大限に活用させていただきます。子育てや教育、福祉、商工、農業、観光、町の基盤整備、行財政改革など、あらゆる分野の施策について町民の皆様の声を反映したまちづくり計画にしてまいりますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

木々の緑も深みを増してこれから暑さの増す季節を迎えますので、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員